

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例		公布日	平成18年3月28日
条例番号	平成18年三重県条例第5号		直近改正日	平成23年12月27日
所管部局課	病院事業庁県立病院課		電話番号	059-224-2348
条例の概要	三重県の助産及び看護の実践能力の向上に資する助産師及び看護師を育成するため、将来県立病院(三重県立志摩病院を除く。以下同じ。)において助産師及び看護師の業務に従事し、実務の経験を通じて得られる高度の専門的な知識経験を活用しようとするものに貸与した修学資金の返還の免除について、必要な事項を定めるものである。			条例の類型 誘導型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	修学資金の返還を免除することにより、県立病院において勤務し、指導的役割を担う助産師・看護師の育成等が図られることから、条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方自治法第96条第1項第10号の規定により、条例で定める必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
適法性	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方自治法第96条第1項第10号の規定により、条例で定める必要がある。	
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第96条第1項第10号	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
有効性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的を達成するために有効な手段である。	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい	施策121「医師確保と医療体制の整備」	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	現時点において、廃止すべき規定はない。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	現時点において、追加すべき規定はない。	
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	指導的役割を担う助産師及び看護師の育成等が目的であるが、良質で満足度の高い医療サービスの提供につながるものであり、広く県民に受益が発生する。	
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	指導的役割を担う助産師及び看護師の育成等が目的であるが、良質で満足度の高い医療サービスの提供につながるものであり、広く県民に受益が発生する。	
	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	改正・廃止の必要はない	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無 有効期限に関する規定の有無
	現在の規定は、要件をいずれも満たし、改正の必要性はないと考える。			無 無